

大船 to 大船渡 実行委員会 規約

(名称)

第1条 この会は岩手県復興支援団体「大船 to 大船渡」(以下「本会」と称する。)という。

(目的)

第2条 本会は、岩手県復興イベント「大船 to 大船渡」を通じて、岩手県大船渡市及び岩手県に対する復興を寄与するとともに、岩手県産の物産品等の消費を促すことと、鎌倉市大船の地域活性化に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業の企画検討および調整
- (2) 事業の実施運営
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会の委員は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 第2条(目的)に賛同する者
- (2) 実行委員会長が必要と認める者
- (3) 実行委員会が推薦し必要と認められた者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
監事	1名

2 会長、副会長、会計、監事は互選とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担当する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第 8 条 本会の会議は会長が委員を招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第 9 条 本会の経費は募金、補助金、各協賛団体からの協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 10 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 11 条 本会の事務を円滑に遂行するために事務局を置く。

(委任)

第 12 条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は会長が本会に諮って別に定める。

附則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。